

毎月勤労統計の不適切調査・計数処理

を巡るその後の展開

— 再生に向けた取り組みと今後の課題 —

2021年5月7日

東京大学

肥後 雅博

(要 旨)

- 2018年末、「毎月勤労統計」における不適切な調査や計数処理の問題が明らかになった。統計関係者のみならず、統計ユーザー、政治家、マスコミなど様々なステークホルダーから厳しい批判を受け、「毎月勤労統計」ととどまらず、公的統計全体に対する信頼が損なわれる深刻な事態となった。
- 本稿では、「問題」発覚を受けて、統計委員会と厚生労働省の手によって進められている「毎月勤労統計」の再生に向けた取り組みについて、中間的な総括を行う。①東京都の大規模事業所における全数調査への復帰、②適切な復元処理に基づく賃金データの遡及推計、の2つの点については、関係者の努力により課題は達成されたが、③中規模・小規模事業所における精度向上は道半ばであり、当面の課題として重要である。
- さらに、「毎月勤労統計」の精度向上を図り、統計の持続可能性を高めるには、今後、2つのより大きな課題にも取り組む必要がある。ここでは、④復元推計に用いる母集団労働者数における速報値の精度向上と確定値反映タイミングの早期化、⑤調査票回収率の低下に歯止めをかけることを目的とする調査方法の抜本的見直し—「企業」別の調査への移行—、について取り上げる。

(目 次)

1. 毎月勤労統計とは
2. 「毎月勤労統計」における不適切な調査・計数処理
3. 不適切調査・計数処理が及ぼした影響
4. 統計委員会・厚生労働省の取り組み
5. 精度向上に向けて今後取り組む必要がある課題
6. 「毎月勤労統計」: 抜本的な精度向上に向けて ー「企業」別調査の導入ー

1. 毎月勤労統計とは

1-1. 毎月勤労統計調査の概要

調査概要

○調査目的

毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

○調査内容・調査対象事業所数

- ・ 常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・ 常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス-基礎調査）から抽出した約33,000事業所を調査。

○公表しているもの

- ・ **賃金**（現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与）
 - ・ **労働時間**（総労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間、出勤日数）
 - ・ **常用労働者数** 等
- （※）現金給与総額、総労働時間、常用労働者数等については、時系列比較に資するよう、2015年=100とした場合の指数も作成・公表している。

○調査の方法

- ・ 500人以上事業所：全数調査
- ・ 30～499人事業所：標本調査
（毎年1/3ずつサンプル入替（2020年～））
- （※）平成30～31年までは経過措置として1/2ずつ入替
- ・ 5～29人事業所：標本調査（半年に1/3ずつサンプル入替）

項 目	説 明
統計作成者	厚生労働省
統計の種類	調査統計
調査対象	（規模）常用労働者数5人以上の事業所 （産業）農業、林業、漁業、公務以外の産業（16大分類産業） （労働者）常用労働者（期間を定めずに、あるいは1か月以上の期間を定めて雇用される労働者）
標本サイズ	33,200事業所（第1種事業所：15,200、第2種事業所：18,000）
作成系列	賃金、労働時間、労働者数の指数および実数を、就業形態計、一般労働者、パートタイム労働者別に系列を作成（性別も含む）。
作成頻度	月次
公表日	（速報）翌々月の上旬 （確報）翌々月の下旬

1-2. 毎月勤労統計調査の調査項目

調査項目		説 明
① 現金給与額	現金給与額	賃金、給与、手当、賞与など、労働の対償として労働者に支払うもので、所得税、社会保険料等を差し引く前の金額。退職金は含まない。
	現金給与総額	「きまって支給する給与＋特別に支払われた給与」の合計額。
	決まって支給する給与	労働協約、就業規則等によって定められている支給条件、算定方法によって支給される給与。基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
	所定内給与	きまって支給する給与のうち所定外給与以外のもの。
	所定外給与	所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等。
	特別に支払われた給与(特別給与)	一時的または突発的事由に基づき支払われた給与、または支給条件、算定方法が定められている給与(①夏冬の賞与、期末手当等の一時金、②支給事由の発生が不定期なもの、③3か月を超える期間で算定される手当等、④ベースアップの差額追給分)。
② 実労働時間	実労働時間・出勤日数	労働者が実際に労働した時間数および実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除く。有給休暇取得分も除く。
	総実労働時間数	「所定内労働時間数と所定外労働時間数」の合計。
	所定内労働時間数	正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
	所定外労働時間数	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
	出勤日数	業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

1-3. 毎月勤労統計調査の調査票

様式第1号（第9条関係）

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。 ____日
2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)	4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)
____月 ____日から ____月 ____日まで	(1) 1,000人以上 (2) 300～999人 (3) 100～299人 (4) 30～99人 (5) 5～29人



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

令和 ____年 ____月 ____分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
大 中 小					

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまってしまう給与の総額は延べ何円でしたか。(協定、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額は延べ何円でしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額は延べ何円でしたか。(賞、賞等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	1											①賞与
女	2											②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分
計	3											③3か月を超える期間で算定される通勤手当
うち、パートタイム労働者	4											その他(名称別に金額を記入してください。)
												④
												⑤

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。	4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。	5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。	6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名	
調査票提出年月日	年 ____月 ____日

この調査票は、10日までに提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

1-4. 標本の抽出①：抽出方法・抽出率

- 30人以上事業所は「層化抽出法」を採用
- うち、500人以上事業所は全数調査、30～499人事業所は標本調査を実施。

抽出方法等

(1) 抽出方法

・30～499人事業所については、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出。

標本抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行う。

・5～29人事業所については、二段抽出法によって抽出。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区を母集団フレームとし、抽出に当たって、これを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出。

➤ 5～29人事業所は「層化2段抽出法」を採用。標本調査を実施

(2) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人当たり平均の「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類	2 %	2 %	2 %
中分類	3 %	3 %	3 %

(3) 標本の追加指定

30～499人事業所については、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月、最新の年次フレームの事業所から抽出し、追加指定を行う。

(産業別・事業所規模別抽出率：東京都以外)

産業		抽出率		
		規模500人以上	規模100人～499人	規模30人～99人
C 鉱業、採石業、砂利採取業		1/1	1/1	1/2
D 建設業		1/1	1/24	1/192
E 製造業				
09,10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1/1	1/18	1/48
11	繊維工業	1/1	1/8	1/24
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	1/1	1/4	1/16
13	家具・装備品製造業	1/1	1/4	1/16
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	1/1	1/8	1/36
15	印刷・同関連業	1/1	1/36	1/48
16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1/1	1/16	1/32
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1/1	1/24	1/36
19	ゴム製品製造業	1/1	1/8	1/12
21	窯業・土石製品製造業	1/1	1/8	1/24
22	鉄鋼業	1/1	1/24	1/48
23	非鉄金属製造業	1/1	1/12	1/12
24	金属製品製造業	1/1	1/24	1/72
25	はん用機械器具製造業	1/1	1/16	1/64
26	生産用機械器具製造業	1/1	1/18	1/72
27	業務用機械器具製造業	1/1	1/4	1/16
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1/1	1/24	1/12
29	電気機械器具製造業	1/1	1/18	1/24
30	情報通信機械器具製造業	1/1	1/8	1/8
31	輸送用機械器具製造業	1/1	1/36	1/48
32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1/1	1/8	1/12
F 電気・ガス・熱供給・水道業		1/1	1/36	1/32
G 情報通信業		1/1	1/24	1/72
H 運輸業、郵便業		1/1	1/24	1/144
I 卸売業、小売業				
50～55	卸売業	1/1	1/16	1/72
56～61	小売業	1/1	1/12	1/96
J 金融業、保険業		1/1	1/16	1/48
K 不動産業、物品賃貸業		1/1	1/4	1/12
L 学術研究、専門・技術サービス業		1/1	1/16	1/36
M 宿泊業、飲食サービス業				
75	宿泊業	1/1	1/24	1/24
76,77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	1/1	1/4	1/24
N 生活関連サービス業、娯楽業		1/1	1/4	1/48
O 教育、学習支援業		1/1	1/18	1/256
P 医療業				
83	医療業	1/1	1/144	1/144
84,85	保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	1/1	1/18	1/256
Q 複合サービス事業		1/1	1/4	1/24
R サービス業(他に分類されないもの)				
91	職業紹介・労働者派遣業	1/1	1/16	1/32
92	その他のサービス業	1/1	1/18	1/48
88～90,93～95	廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/16	1/48

(注) 産業は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)による。

1-5. 標本の抽出②：標本事業所数と標準誤差率

(2018年時点の標本事業所数)

事業所規模	母集団 事業所数	標本 事業所数	回答 事業所数
500人以上	5,266	4,683	2,989
100～499人	53,572	3,419	2,501
30～99人	257,094	4,514	3,200
5～29人	315,932	約18,000	15,510
5人以上計	約190万	30,297	24,200

(注1) 500人以上は、東京都が標本調査であったが、2019年6月から全数調査に移行し、標本事業所数が770～780追加されている。

(注2) 回答事業所数は、2018年1月分。

(出所) 厚生労働省「統計委員会提出資料」等から筆者作成

(標本事業所数)

- 標本事業所数をみると、常用労働者500人以上事業所が全数の約5,200(東京都・全数調査復帰後)、標本調査の100～499人事業所が3,400、30～99人事業所が4,500となっている。30人以上規模計で13,100。一方、5～29人の小規模事業所は約18,000とサンプルサイズが大きくなっている。

(標準誤差率)

- 賃金(決まって支給する給与)の標準誤差率(2017年7月時点:不適切調査発覚前)をみると、全体では、0.4%程度。規模別では、サンプルサイズの違いを反映して、5～29人事業所が小さめになっている一方で、30～99人、100～499人規模はやや大きくなっている。

表1 標準誤差率(きまって支給する給与・平成29年7月分結果)

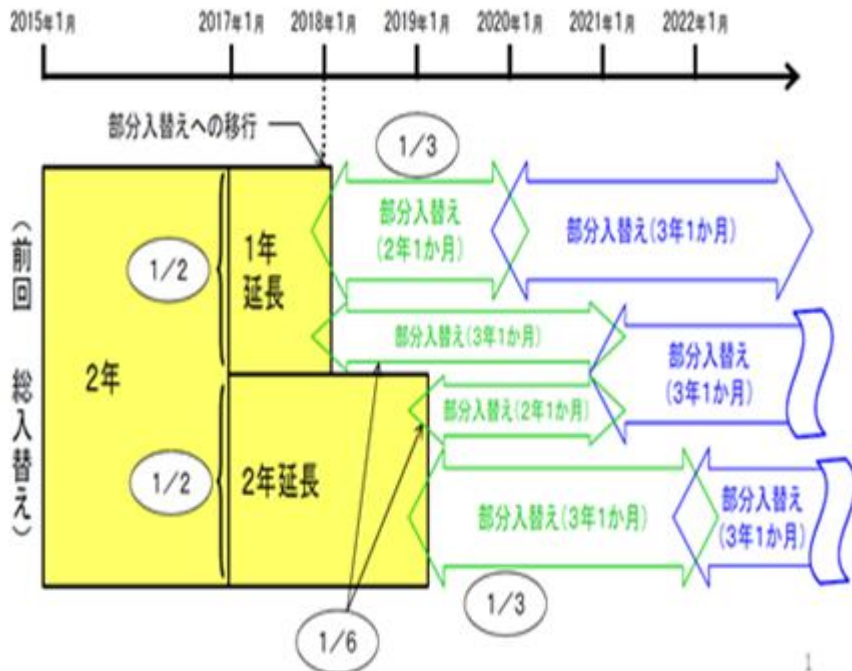
産業	規模5人 以上	規模30人 以上	規模100人 ～499人	規模30人 ～99人	規模5人 ～29人
TL 調査産業計	0.35	0.46	0.78	0.84	0.52
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2.34	1.21	-	2.70	4.30
D 建設業	1.09	2.28	2.70	3.74	1.08
E 製造業	0.45	0.52	1.05	1.26	0.90
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1.77	2.02	3.30	4.02	3.39
G 情報通信業	1.84	2.23	3.52	5.75	2.42
H 運輸業、郵便業	1.56	1.91	2.89	3.06	2.54
I 卸売業、小売業	1.08	1.71	2.39	2.77	1.37
J 金融業、保険業	2.17	2.91	6.11	2.64	3.09
K 不動産業、物品賃貸業	1.78	2.50	4.30	3.62	2.54
L 学術研究、専門・技術サービス業	1.46	2.01	2.65	4.72	1.93
M 宿泊業、飲食サービス業	1.52	1.86	4.31	2.18	2.15
N 生活関連サービス業、娯楽業	2.03	2.90	5.45	3.58	2.84
O 教育、学習支援業	1.53	1.95	2.95	2.78	2.31
P 医療、福祉	0.98	1.26	2.29	2.17	1.44
Q 複合サービス事業	1.09	2.01	3.62	2.66	1.25
R サービス業(他に分類されないもの)	1.36	1.72	2.97	2.71	2.22

1-6. ローテーション・サンプリング:標本の部分入れ替え

- 標本入れ替え時に大きな段差が生じるとの批判に対応するため、毎年3分の1を入れ替えるローテーション・サンプリング(標本の部分入れ替え)を導入。導入後は、毎年1月に行うサンプル入れ替えに伴う段差(振れ)は縮小傾向にある。

(1) ローテーション・サンプリングのしくみ

- 部分入替え方式への移行に当たり、調査期間の異なる2グループに分けた。
- その後、1/3入替えへ移行する。経過措置として、4グループに分ける。
- 経過措置後は、年1回1/3ずつ入れ替える方式に完全に移行。



(2) サンプル入れ替えによる段差の推移

■ギャップ率の要因分析 (きまって支給する給与)

(円)

	方式	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差(入替え後-入替え前)	
				サンプル入替え	ウエイト更新
平成19年1月	総入替え	266,474	269,005	▲2,531 (▲0.9%)	▲2,531 (▲0.9%)
平成21年1月		262,147	265,494	▲3,347 (▲1.3%)	▲2,163 (▲0.8%)
平成24年1月		259,230	260,000	▲770 (▲0.3%)	▲1,261 (▲0.5%)
平成27年1月		258,025	261,677	▲3,652 (▲1.4%)	▲3,652 (▲1.4%)
平成30年1月	部分入替え	261,140	259,838	1,302 (+0.5%)	325 (+0.1%)
平成31年1月		259,483	261,059	▲1,576 (▲0.6%)	▲1,576 (▲0.6%)
令和2年1月		261,411	262,230	▲819 (▲0.3%)	▲819 (▲0.3%)

(参考) 現金給与総額

平成31年1月	部分入替え	272,135	274,667	▲2,532 (▲0.9%)	▲2,532 (▲0.9%)
令和2年1月		275,260	275,941	▲681 (▲0.2%)	▲681 (▲0.2%)

(注) 平成19年、平成21年、平成24年は従来の公表値ベース。

1-7. 賃金・労働時間の推計方法：2段階の復元推計

集計・推計方法

①産業、規模別各種平均値の推計方法

一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

①抽出率逆数による復元

$$\tilde{a}_i^j = \frac{\sum_l d_{il}^j \cdot a_l^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{0l}^j + e_{1l}^j}{2}}$$

$\tilde{a}_i^j$: 産業i、規模jの産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の合計
 a_l^j : 産業i、規模jの調査事業所現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数の合計
 e_{0l}^j, e_{1l}^j : 産業i、規模jの調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査票）の合計
 d_{il}^j : 産業i、規模j、都道府県lの調査事業所の抽出率逆数

②産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与と支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

②比推定による復元

$$\tilde{A} = \frac{\sum_{ij} r_i^j \cdot \sum_l d_{il}^j \cdot a_l^j}{\sum_{ij} r_i^j \cdot \left\{ \sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{0l}^j + e_{1l}^j}{2} \right\}}$$

$\tilde{A}$: 産業計、規模計の一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数

r_i^j : 産業i、規模jの推計比率

(※) 推計比率とは、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことをさし、次式で求める。）

$$r_i^j = \frac{E_i^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot e_{0l}^j}$$

E_i^j : 産業i、規模jの前月末母集団労働者数（前月の労働者数を元に、事業所の改廃等について雇用保険データ等を用いて補正した数値。）

① 抽出率逆数による復元

産業別・規模別に平均賃金を求める。東京都と46道府県では、抽出率が異なるため、**東京都・46道府県各々の賃金総額と労働者数に「抽出率の逆数」を乗じて、抽出率の違いを調整したうえで、平均賃金を求める。**

② 推計比率（比推定）による復元

産業別・規模別に、賃金総額と労働者数に、各々推計比率（母集団労働者数／「毎月勤労統計」で得られた調査労働者数）を乗じて、賃金総額と労働者数の母集団推計値を求める。

産業別・規模別の賃金総額と労働者数の母集団推計値を各々合計し、前者を後者で除することで、産業計・規模計の平均賃金を求める。

推計比率＝（母集団労働者数）／（「毎月勤労統計」で得られた調査労働者数）
母集団復元における復元比率に相当。単純な線形推定ではなく、「比推定」を採用。

1-8. 公表資料（2021年2月確報）

毎月勤労統計調査 令和3年2月分結果確報

（前年同月と比較して）

○現金給与総額は265,702円(0.4%減)となった。うち一般労働者が343,947円(0.5%減)、パートタイム労働者が93,974円(2.4%減)となり、パートタイム労働者比率が31.28%(0.46ポイント低下)となった。

なお、一般労働者の所定内給与は313,121円(0.1%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,229円(3.4%増)となった。

○共通事業所による現金給与総額は0.5%減となった。

うち一般労働者が0.6%減、パートタイム労働者が2.2%減となった。

○就業形態計の所定外労働時間は9.3時間(9.7%減)となった。

（事業所規模5人以上、令和3年2月確報）

区分	就業形態計		一般労働者		パートタイム労働者	
	前年比（差）		前年比（差）		前年比（差）	
月間現金給与額						
円	%	円	%	円	%	
現金給与総額	265,702	-0.4	343,947	-0.5	93,974	-2.4
きまって支給する給与	261,195	-0.5	337,720	-0.6	93,242	-2.8
所定内給与	243,572	0.2	313,121	0.1	90,931	-2.2
（時間当たり給与）	—	—	—	—	1,229	3.4
所定外給与	17,623	-9.1	24,599	-9.0	2,311	-20.9
特別に支払われた給与	4,507	2.8	6,227	-0.1	732	79.9
実質賃金						
現金給与総額	—	0.1	—	0.0	—	-2.0
きまって支給する給与	—	0.0	—	-0.1	—	-2.2
月間実労働時間数等						
時間	%	時間	%	時間	%	
総実労働時間	130.8	-3.5	155.9	-3.3	75.8	-5.8
所定内労働時間	121.5	-3.1	143.1	-2.7	74.0	-5.4
所定外労働時間	9.3	-9.7	12.8	-9.2	1.8	-21.7
出勤日数	17.1	-0.5	18.8	-0.5	13.4	-0.6
常用雇用						
千人	%	千人	%	千人	%	
本調査期間末	51,452	0.6	35,359	1.2	16,093	-1.0
%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	
パートタイム労働者比率	31.28	-0.46	—	—	—	—

注1：前年比（差）は、単位が%のものは前年同月比、ポイント又は日のものは前年同月差である。

注2：今回の調査対象事業所数は32,261事業所、回答事業所数は25,398事業所、回収率は78.7%であった。

※1 調査結果に関する留意事項については、最終頁の利用上の注意をご覧ください。

※2 毎月勤労統計調査に関する情報は、以下のURL（厚生労働省ホームページ）にも掲載しております。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>)

また、毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL（政府統計の総合窓口（e-Stat））に掲載しております。

(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011791>)

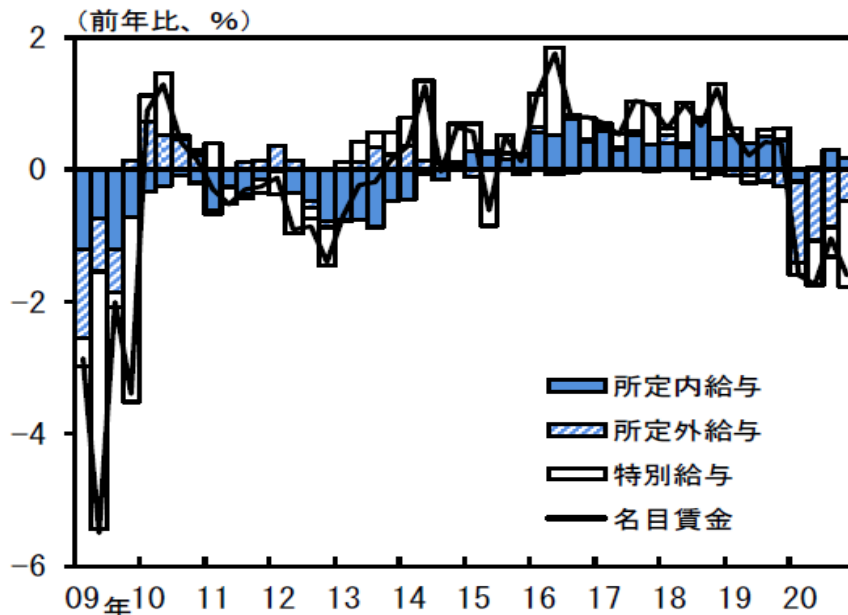
付表 前年比（%）、前年差（ポイント）の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

年 月	賃 金									
	現金給与総額							特別に支払われた給与		
	一 般	一 般	きまって支給する給与	一 般	所定内給与	一 般	(注1)パート時間当	所定外給与	特別に支払われた給与	一 般
平成25年	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
26年	-0.2	0.6	-0.8	0.0	-1.0	-0.2	1.1	1.6	2.2	3.2
27年	0.5	1.0	0.0	0.4	-0.3	0.1	1.4	2.9	3.2	3.7
28年	0.1	0.5	0.3	0.6	0.3	0.6	1.4	0.6	-0.7	0.0
29年	0.6	1.0	0.2	0.5	0.3	0.6	1.5	-0.5	2.5	2.8
30年	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	2.4	0.5	0.6	0.7
令和元年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.6	3.9
2年	-0.4	0.3	-0.2	0.5	-0.1	0.6	2.7	-0.8	-1.0	-0.3
	-1.2	-1.7	-0.7	-1.1	0.2	-0.1	3.9	-12.1	-3.6	-4.5
平成31年3月	-1.3	-0.6	-0.8	0.3	-0.6	0.3	2.7	-1.5	-9.7	-9.2
4月	-0.5	0.3	-0.3	0.6	-0.1	0.8	1.9	-1.9	-5.3	-4.0
令和元年5月	-0.5	0.3	-0.4	0.4	-0.7	0.2	2.6	0.9	0.0	0.7
6月	0.3	1.2	-0.3	0.6	-0.1	0.7	2.7	-1.0	1.0	2.0
7月	-1.0	-0.4	0.0	0.6	0.1	0.5	2.8	0.2	-3.2	-2.6
8月	-0.1	0.5	0.1	0.7	0.1	0.7	3.3	0.1	-4.4	-3.5
9月	0.5	0.9	0.3	0.7	0.3	0.8	2.4	-0.2	8.9	9.2
10月	0.0	0.4	0.2	0.6	0.2	0.6	3.2	-0.1	-8.7	-8.5
11月	0.1	0.7	-0.2	0.4	0.0	0.5	3.2	-2.0	4.0	4.5
12月	-0.2	0.2	0.1	0.5	0.3	0.6	2.9	-2.3	-0.5	0.1
2年1月	1.2	1.0	0.7	0.6	0.9	0.8	2.8	-1.6	9.3	9.4
2月	0.7	0.6	0.5	0.2	0.6	0.4	2.8	-1.7	28.9	30.4
3月	0.0	0.0	0.1	-0.1	0.3	0.3	3.1	-4.0	0.7	0.3
4月	-0.6	-0.7	-1.0	-1.0	0.1	0.0	6.4	-12.8	8.2	6.1
5月	-2.3	-2.8	-2.0	-2.3	0.1	-0.1	10.3	-26.4	-10.7	-12.9
6月	-2.0	-2.9	-1.4	-2.1	0.4	-0.2	5.8	-24.6	-2.6	-3.9
7月	-1.5	-2.6	-1.1	-1.9	0.1	-0.6	3.8	-17.1	-2.7	-3.7
8月	-1.3	-1.8	-1.3	-1.8	-0.3	-0.7	3.6	-13.5	-1.1	-2.1
9月	-0.9	-1.5	-0.8	-1.3	0.1	-0.4	3.2	-12.3	-8.5	-9.2
10月	-0.7	-1.4	-0.5	-1.1	0.5	-0.1	2.2	-12.0	-9.0	-10.5
11月	-1.8	-2.0	-0.9	-1.2	-0.2	-0.2	2.3	-10.8	-12.8	-13.5
12月	-3.0	-3.5	-0.7	-0.9	-0.1	-0.2	2.1	-8.6	-5.1	-5.7
3年1月	-1.3	-1.7	-0.2	-0.6	0.2	-0.1	3.1	-6.6	-20.4	-21.6
速報→ 2月	-0.2	-0.5	-0.3	-0.5	0.4	0.2	3.7	-9.3	-1.0	-3.8
確報時改訂 2月	r-0.4	-0.5	r-0.5	r-0.6	r0.2	r0.1	r3.4	r-9.1	r2.8	r-0.1

1-9. 賃金の動きの特徴

- 名目賃金上昇率の動きは、雇用者所得に加え、サービスのインフレ率との相関が大きいことから、重要度が高い。
- 「毎月勤労統計」によると、2013年以降の景気拡大局面では、賃金の伸びが加速しておらず、最大でも、年1%程度の上昇にとどまっている。
- これは、賃金水準の低い非正規労働者が占める比率が上昇していることに加え、「働き方改革」の影響で労働時間が減少していること、などが影響している。

図表30：名目賃金

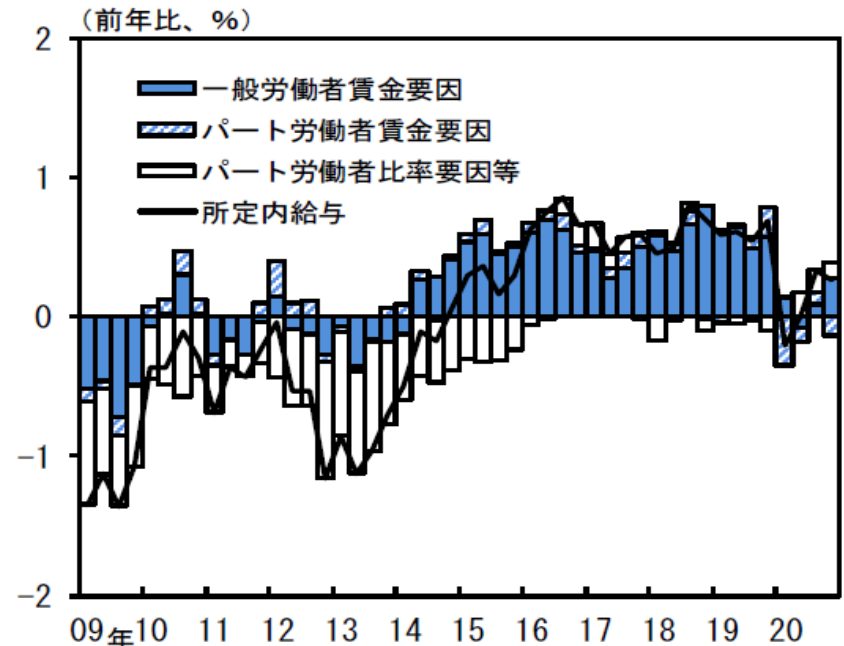


(出所) 厚生労働省

(注) 1. 各四半期は、10：3～5月、20：6～8月、30：9～11月、40：12～2月。

2. 2016/10以降は、共通事業所ベース。

図表31：所定内給与の要因分解



(出所) 厚生労働省

(注) 1. 各四半期は、10：3～5月、20：6～8月、30：9～11月、40：12～2月。

2. 2016/10以降は、共通事業所ベース。

2. 「毎月勤労統計」における 不適切な調査・計数処理

2-1. 統計改革の論点

- 統計改革の論点は、1990年代に始まる批判の高まりから、20年間殆ど変化していない。過去に行われた統計改革では、問題が十分に解決されることなく、今日に至っている。問題点を整理すると、以下の5点に集約される。
 - ① 景気判断のもととなるGDP(四半期別GDP速報)や景気関連統計の振れ(ノイズ)が大きい。
 - ② 経済統計のカバレッジが十分ではなく、GDPが経済活動を十分に捕捉できていない。
 - ③ インフレ率の推計精度が十分ではない。
 - ④ 日本経済の成長力(潜在成長率・生産性)を正確に評価できていない。
 - ⑤ 統計作成プロセスが日本の社会経済の構造変化に対応していない。

2-2. 統計改革と「毎月勤労統計」問題

- 統計の精度向上は、統計作成府省の自主的な取り組みのみで実現できるものではない。統計委員会が、統計の作成プロセス(統計の調査方法や加工・集計方法)を個別具体的に吟味し、統計委員会の会合において、統計作成府省と議論を重ね、統計作成プロセスをよりよいものに見直すことで、精度向上を実現していく必要がある。
- 「毎月勤労統計」は、賃金の動向を把握する動態統計であり、雇用や失業の動向を把握する「労働力調査」とともに、雇用動向を把握する重要な景気関連統計である。
- 「毎月勤労統計」の不適切調査・計数処理の問題は、前述の論点「①景気判断のもととなるGDP(四半期別GDP速報)や景気関連統計の振れ(ノイズ)が大きい」に関連して、統計委員会が、統計の作成プロセスに立ち返って、精度向上に向けた詳細な検討を行う過程で明らかになったものである。

2-3.事務局から厚生労働省への照会（2018年12月10日）

（サンプル入れ替え前後の賃金（決まって支給する給与）の段差）

%ポイント	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人～
2012年1月	+0.21	-0.19	-2.80	-2.69	-1.33
2015年1月	0.00	-1.70	-1.69	-1.77	-2.04
2018年1月	-0.11	-1.58	-0.20	+3.50	+2.98

（常用労働者規模別事業所数：2014年7月時点）

常用労働者数規模	事業所数		民営事業所に占めるシェア		
	全数	うち民営	東京都	5府県	その他
1000人以上	1,944	1,630	35.2%	30.4%	34.4%
500～999人	3,973	3,498	25.6%	31.0%	43.4%
100～499人	56,993	51,785	18.0%	29.4%	52.6%
30～99人	263,219	234,168	13.9%	29.2%	57.0%
5～29人	1,630,673	1,565,553	12.5%	27.9%	59.6%
5人以上計	1,956,802	1,856,634	12.9%	28.1%	59.0%

統計委員会は、事務局（統計委員会担当室）に対して、「毎月勤労統計」の精度に関する詳細な検証を指示。事務局は、具体的な課題の検討の一環として、以下の点を厚生労働省に照会。

- ① サンプル入れ替え時に、全数調査である500人以上の大規模事業所においても、大きな段差が生じているのはなぜか？ 標本調査である499人以下よりも段差が大きい。
- ② 大企業（本社）の東京一極集中の進展に伴い、大規模事業所に占める東京都のシェアは3割とかなり大きい。このため、東京都統計部署の負担は大変重いと想定される。東京都の大規模事業所の調査票は、十分に回収できているのか？

2-4. 厚生労働省が報告した不適切調査・計数処理

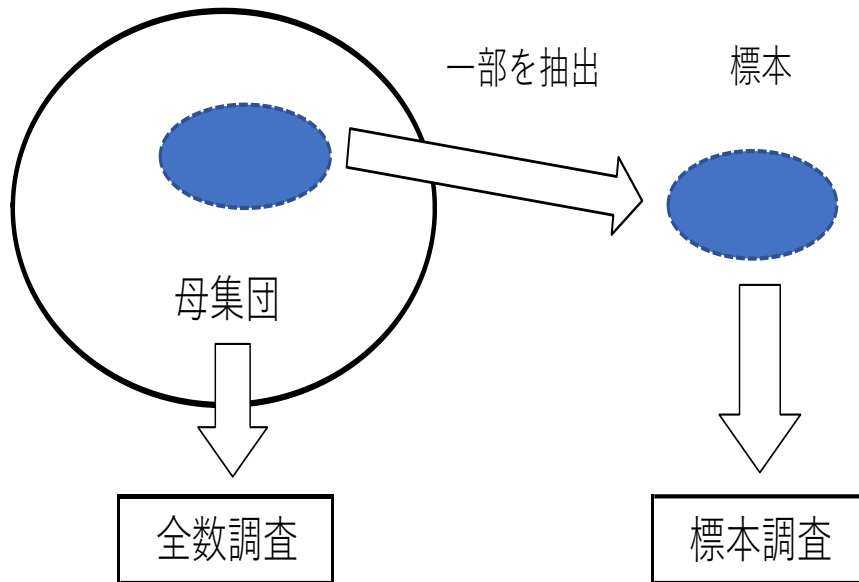
- ・ 事務局からの照会に対し、厚生労働省は、2018年12月13日の西村清彦・統計委員会委員長との打ち合わせで、以下の報告を行った(一部は、12月下旬以降に追加で報告)。

—— 厚生労働省は、2019年1月11日に「毎月勤労統計」の不適切調査・計数処理について対外公表を行った。

- ① 東京都・500人以上の大規模事業所については、本来行うべき全数調査を行っておらず、2004年1月から、勝手に標本調査に変更していた。
- ② 東京都・500人以上の大規模事業所分の復元推計を適切に行っていなかった。このため、賃金が高い東京都が占めるシェアが過小となり、全国ベースの賃金が過小に推計されていた。
- ③ 2004年1月に遡って適切に復元を行った再推計を行うべき。しかし、必要な基礎データを廃棄したため、2004年1月～2011年12月について再推計が行えない。そのため、賃金の長期時系列に断絶が生じてしまっている。

2-5. ①東京都の大規模事業所で勝手に標本調査を実施

① 全数調査と標本調査



② 毎月勤労統計調査の調査方法

常用労働者規模	抽出方法	調査方法
500人以上の事業所	全数調査	郵送・オンライン
30～499人の事業所	標本調査	郵送・オンライン
5～29人の事業所	標本調査	調査員・オンライン

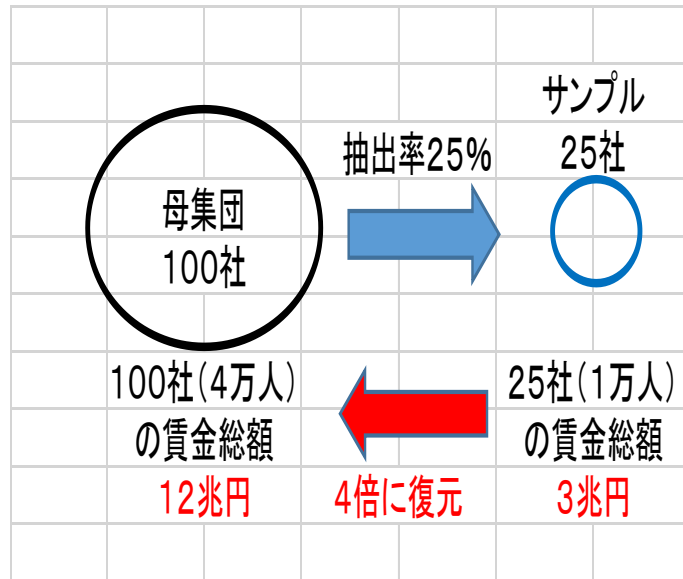
- 500人以上の大規模事業所は、賃金のばらつきが大きいことから、全数調査する計画。しかし、厚生労働省は、東京都について、**2004年1月から勝手に標本調査を行っていた**。具体的には、**東京都の500人以上の大規模事業所では、1,464事業所を調査すべきところ、実際には491事業所しか調査していなかった**。
- 全体では、**33,200事業所を調査対象すべきところ、約30,000事業所しか調査していなかった**。**約3,000事業所過小**となっていた。
- さらに、大阪府、神奈川県、愛知県についても、2019年1月から、全数調査から標本調査に移行する準備を独断で進めていた。

2-6. ②東京都分の復元処理を実施していなかった（1）

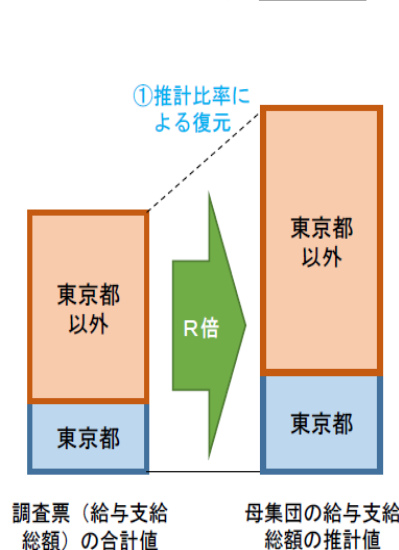
- 「毎月勤労統計」では、①事業所の抽出率逆数を乗じた復元、②母集団労働者数を用いた「比推定」による復元、の2段階の復元推計を行って、賃金を計算。
- しかし、東京都・大規模事業所については、上記①の復元推計を行っていなかった。すなわち、抽出率が3分の1であれば3倍を乗じてから、東京都と残る46道府県を合算する必要があった。このため、東京都のシェアが過小になった。
- 東京都の賃金は、46道府県の賃金よりも大幅に高いことから、2004年1月以降、全国の賃金が過小に推計されていた。

（復元作業とは何か？）

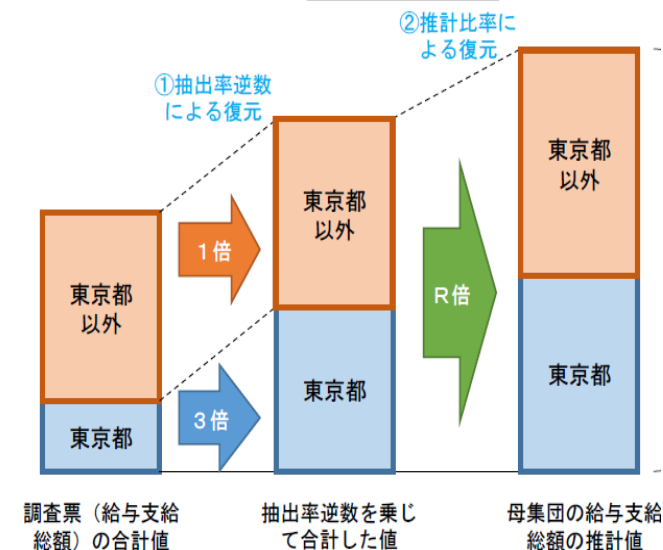
（毎月勤労統計における復元方法：左図が誤っていた過去の方法）



<給与支給総額の復元手順（従来の方式）>



<給与支給総額の復元手順（平成30年以降の方式）>



（出所）厚生労働省「毎月勤労統計において全数調査するとしていたところを一部抽出調査を行っていたことについて（追加資料）」
（統計委員会提出資料＜2019年1月17日＞）

2-7. ②東京都分の復元処理を実施していなかった（2）

- 2018年1月以降については、問題発覚以前に東京都の大規模事業所データに①抽出率逆数を乗じる復元処理が実施されるように、推計プログラムが変更されていた。
- これは、ローテーション・サンプリング導入に伴い、推計プログラムを見直した際に、①抽出率逆数を乗じる復元処理を失念していることにより気づいて、プログラムを修正したものである。その際にも、統計委員会には報告せずに、勝手に抽出率逆数による復元処理を開始していた。
- その結果、2018年1月から、突然、500人以上の大規模事業所の賃金が上方シフトすることとなった。一方で、2017年12月以前の賃金データは、修正されなかったことから、2018年1月の段差が大きくプラスとなっている。

2-8. ③必要な基礎データを廃棄したため、2004年1月～2011年12月の賃金の再推計が行えない

平成16年へ遡った集計を行う為に不足しているデータについて

○ 平成19年1月分調査の旧対象事業所分の個票データ

→ 平成19年1月は調査対象事業所の入替え時であるため、新旧対象事業所の両方を調査しているが、旧対象事業所分の個票データが見つからない。このため、調査対象事業所入替え時のギャップ修正を行うことができない。

○ 平成21年の抽出替え時点における新産業分類変更のための資料

→ 平成22年に産業分類の変更を行った際に、新産業分類による抽出率逆数表を作成していない。今般の再集計を行うためには、抽出率逆数表を作成しなければならないが、21年の抽出替え時に作成した、旧産業分類の指定予定事業所名簿に掲載されている事業所を新産業で分類しなおさなければならない、その上で母集団事業所名簿と比較して抽出率逆数表を作成する必要がある。なお、当該指定予定事業所名簿は保存期間を満了し廃棄済。

このため、平成22及び23年は、同一層内において、異なる抽出率を考慮した集計ができない。

○ 平成22年以前の雇用保険データ

→ 平成22年以前の母集団労働者数の補正ができない。

- 厚生労働省は、今回の問題発覚を受けて、過去に遡り、適切に復元処理を行った再推計を実施した。しかし、**2004年1月～2011年12月については、再集計が困難**となっている。
- これは、**遡及の再集計に必要なとなるデータの一部(左の3種類のデータ)が既に廃棄済みで、再推計ができないため**である。
- この結果、2004年1月から2011年12月までについて、賃金の時系列データが空白となった。賃金の長期時系列が断絶することから、景気分析や学術研究を行うエコノミストや学者から厳しい批判を受けた。

2-9. 厚生労働省の取り組み姿勢の問題点

東京都の500人以上事業所数（民営事業所）の推移

平成11年	869
平成13年	978
平成16年	948
平成18年	1,062
平成21年	1,288
平成26年	1,471

- 厚生労働省・毎月勤労統計作成部署が、2004年1月に勝手に標本調査に移行した理由は不明である。
- ただ、本社の東京一極集中の進展に伴い、東京都の大規模事業所数が増加（500人以上事業所：1999年：869⇒2014年：1,471）。「実務を担当する東京都統計部署の調査負担が過度に増加しないように」との配慮が働いた可能性は否定できない。
- その際に、標本調査への移行が、「毎月勤労統計」の精度にどのような影響が生じるのか、検討された様子はない。また、復元処理に際して、事業所の抽出率逆数を乗じる復元を追加し、2段階の復元推計を実施することが必要であるとの認識も希薄であり、そのまま失念してしまった。
- 日常、統計が正しく作成されているのかとのチェックもなされておらず、東京都の賃金が全国の賃金に与える影響度が過小であることも気づかなかった。公表計数に対する関心が低かった。
- 「毎月勤労統計」における**不適切な調査・計数処理は、①統計法の手続きに反するだけでなく、統計メーカーとして、②統計の精度を確保するために必要な専門知識を十分に備えていなかった**ことに加え、そもそも、**③統計精度の確保が重要であるとの意識も欠如していた**、というのが根本的な原因である。極めて深刻な事態。

3. 不適切調査・計数処理が 及ぼした影響

3-1. 東京都での不適切調査の影響①：標本誤差の拡大

- 厚生労働省の計算結果(下図)によると、500～999人、1,000人以上の大規模事業所の標準誤差率は、全体の1割を占める東京都を標本調査にただけで、30～499人の中規模・小規模事業所と同程度の大きさに達している。
- しかも、下図の標準誤差率は、適切な復元推計を行う前のもの。適切なウエイトで復元推計を行えば、東京都のシェアが3割まで拡大することから、大規模事業所の標準誤差率は、下図の値よりも大きくなる(単純には、下図の値の $\sqrt{3}$ 倍=1.7倍となる)。
- 一部の有識者からは、「東京都・大規模事業所における標本調査は、手続きに瑕疵はあるが、復元処理を適切に行えば、統計精度面で問題は大きくない」との指摘もなされたが、**大規模事業所における賃金のばらつきが極めて大きいことを考慮すると、そうした主張は説得的ではない。統計精度面からは、大規模事業所における全数調査が不可欠である。**

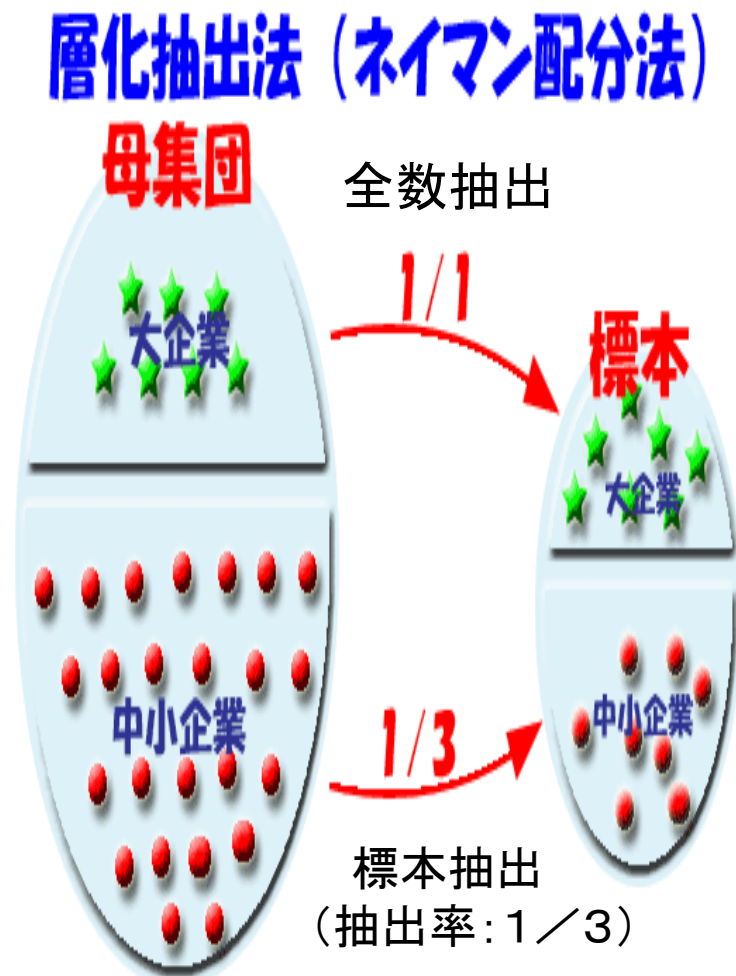
(賃金<決まって支給する給与>の標準誤差率<2017年7月・全国・調査産業計>)

事業所規模別	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
標準誤差率(%)	0.52	0.84	0.78	0.58	0.88

(出所)厚生労働省「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望に対する回答」(統計委員会提出資料<2019年4月18日>)

3-2. 標本の最適配分の観点からも、大規模事業所は全数調査が適切

- ・ 層化抽出法で標本の最適配分を行うネイマン配分法では、分散が著しく大きい層（データのばらつきが大きい層）があると、その層の抽出率を1にして、全数調査とするのが最適設計となる場合がある。「法人企業統計」など多くの統計調査では、大企業については全数調査としている。
- ・ 「毎月勤労統計」においても、事業所の規模で層化すると、大規模になるほど事業所数は少なくなり、賃金のばらつきも著しく大きくなる傾向がある。このため、常用労働者数500人以上の大規模事業所については、全数調査としている。
- ・ しかし、厚生労働省は、東京都の500人以上の大規模事業所について、2004年1月から勝手に標本調査に変更するとのも不適切な取り扱いを行い、統計の精度を大きく低下させていた。



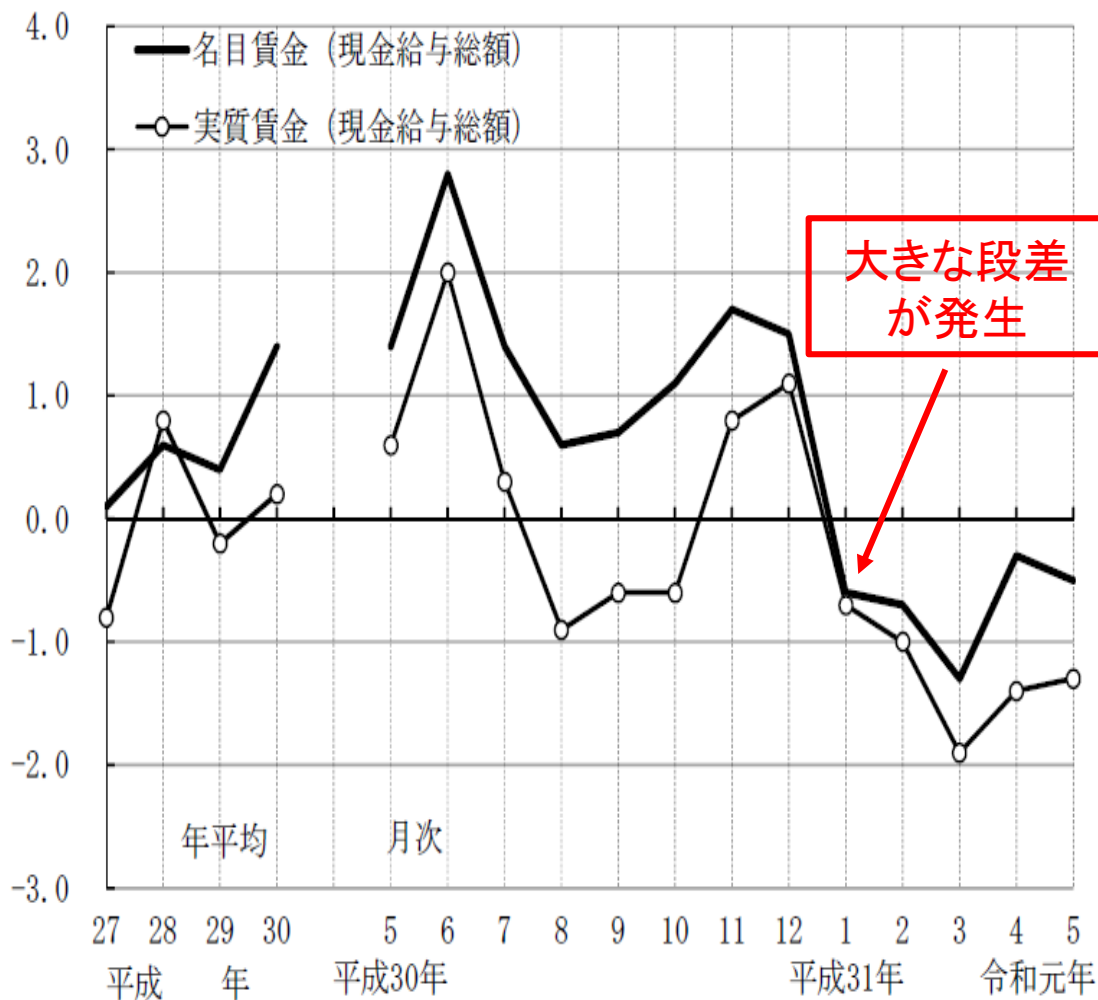
各層の標本数を「母集団の標本サイズ × 層内の標準偏差」に比例させる

(出所) 埼玉県ホームページ

3-3. 東京都での不適切調査の影響②：段差の拡大

(「毎月勤労統計」：賃金の前年同月比の動き)

% (前年比、前年同月比)



- 「不適切調査」発覚後に公表された2019年1月のサンプル入れ替えでは、新旧賃金の段差が再び大きな値となった。
- 現金給与総額でみると、2019年1月の段差は、▲0.9%ポイントとなった。その結果、賃金の前年同月比は大幅に下方シフトし、+1%台からマイナス圏に転化。賃金変化率の基調判断は、困難となった。

(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査 2019年5月分結果確報」

3-4. 東京都での不適切調査の影響③：段差の拡大（続き）

■現金給与総額のギャップ

事業所規模	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差 (入替え後－入替え前)
5人以上	272,130	274,662	▲2,532 (▲0.9%)
500人以上	377,106	392,327	▲15,221 (▲3.9%)
100～499人	305,918	311,039	▲5,121 (▲1.6%)
30～99人	264,979	263,603	+1,376 (+0.5%)
5～29人	226,648	226,647	+1 (+0.0%)

■寄与度分解

事業所規模	寄与度
5人以上	▲0.9
500人以上	▲0.7
100～499人	▲0.4
30～99人	+0.1
5～29人	+0.0
構成割合の変化	+0.1

○現金給与総額▲0.7%

事業所規模	寄与度 (寄与率)
500人以上	▲ 0.7 (100%)
建設業	+0.00 (▲0%)
製造業	▲0.03 (4%)
電気・ガス・熱供給・水道業	+0.01 (▲2%)
情報通信業	▲0.31 (44%)
運輸業、郵便業	+0.06 (▲8%)
卸売業、小売業	▲0.14 (19%)
金融業、保険業	▲0.02 (2%)
不動産業、物品賃貸業	▲0.04 (6%)
学術研究、専門・技術サービス業	▲0.01 (2%)
宿泊業、飲食サービス業	▲0.03 (4%)
生活関連サービス業、娯楽業	▲0.01 (1%)
教育、学習支援業	▲0.08 (11%)
医療、福祉	▲0.02 (2%)
複合サービス事業	▲0.00 (0%)
サービス業(他に分類されないもの)	▲0.01 (1%)
構成割合の変化	▲0.09 (12%)

さらに、一部の産業について東京都と東京都以外の寄与に区分したもの
(試算)

産業	寄与度
情報通信業	▲0.31
東京都	▲0.28
東京都以外	▲0.02
構成割合の変化	▲0.02
卸売業、小売業	▲0.14
東京都	▲0.15
東京都以外	▲0.01
構成割合の変化	+0.02
教育、学習支援業	▲0.08
東京都	▲0.06
東京都以外	▲0.01
構成割合の変化	▲0.01

※左表の寄与度に、各産業別に別途算出した寄与率を乗ずることによって求めた試算値である。

- 新旧賃金の段差(▲0.9%ポイント)のうち、500人以上の大規模事業所の寄与が▲0.7%ポイントと8割を占める。
- 500人以上の大規模事業所でのサンプルの入れ替えは295と、サンプル入れ替えの総数(3,258)の9%に過ぎなかったが、大規模事業所では事業所間の賃金(特に賞与)のばらつきが大きかったことから、新旧賃金の段差への寄与は極めて大きくなった。
- 産業別では、情報通信業(▲0.31%ポイント)や卸売業・小売業(▲0.14%ポイント)の寄与が目立っている。さらに、2つの業種では、東京都の事業所が占める段差の寄与が大きい。

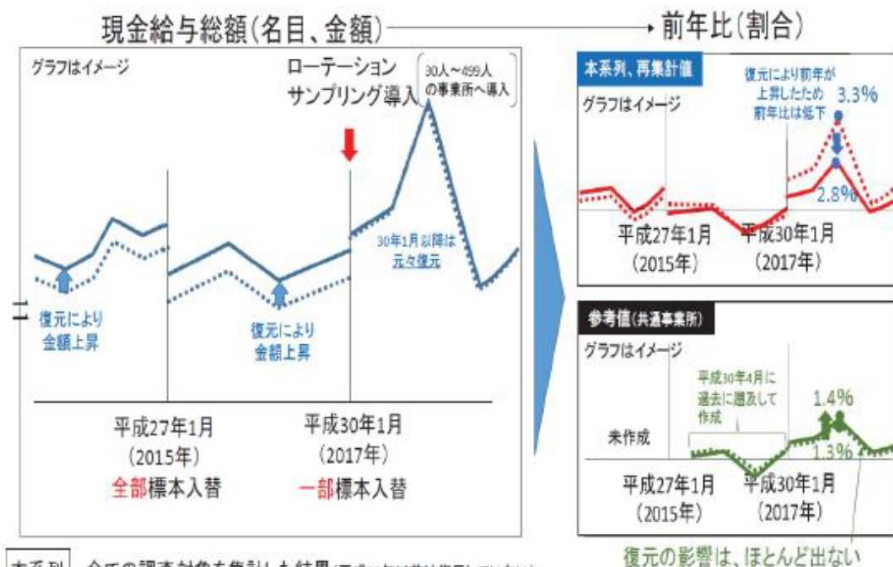
3-5. 不適切な復元処理の影響①：賃金水準・変化率の歪み

(東京都・大規模事業所における復元処理実施の影響)

① 賃金(現金給与総額：1か月あたり)への影響

期間	復元処理実施後 (a)	復元処理実施前 (b)	変化率 (a/b)
2012 年	315, 157 円	313, 949 円	+0.4%
2013 年	315, 769 円	313, 801 円	+0.6%
2014 年	318, 844 円	316, 248 円	+0.8%
2015 年	315, 508 円	313, 451 円	+0.7%
2016 年	317, 512 円	315, 235 円	+0.7%
2017 年	319, 029 円	316, 560 円	+0.8%
2018 年	323, 243 円	321, 822 円	+0.4%

② 復元処理の実施(再集計)のイメージ図



本系列：全ての調査対象を集計した結果(平成29年以前は復元していない)

再集計値：東京都規模500人以上事業所分を復元した上で、全ての調査対象を集計した結果(1月23日に公表)

参考値：1年前から当月まで回答を続けている調査対象(共通事業所)のみに限定し、同じベンチマークで集計した結果

- 厚生労働省は、2012年1月以降のデータについて、再集計を行い、適切な復元処理を実施。再集計値を2019年1月11日に公表。
- 再集計値では、賃金が高い東京都のシェアが高まったことから、賃金水準が上昇に修正されている(+0.4~0.8%ポイント上方修正)。
- 期間別では、復元処理を行っていなかった2017年12月以前の上方修正幅が+0.7~0.8%ポイントと大きめとなっている。一方、2018年1月以降では、+0.4%と小さめ。
- そのため、前年同月比ベースでは、2018年1月以降で、▲0.3~▲0.6%ポイント程度下方修正。賃金の基調判断にも影響を及ぼした。

3-6.不適切な復元処理の影響②：雇用保険の給付額への影響

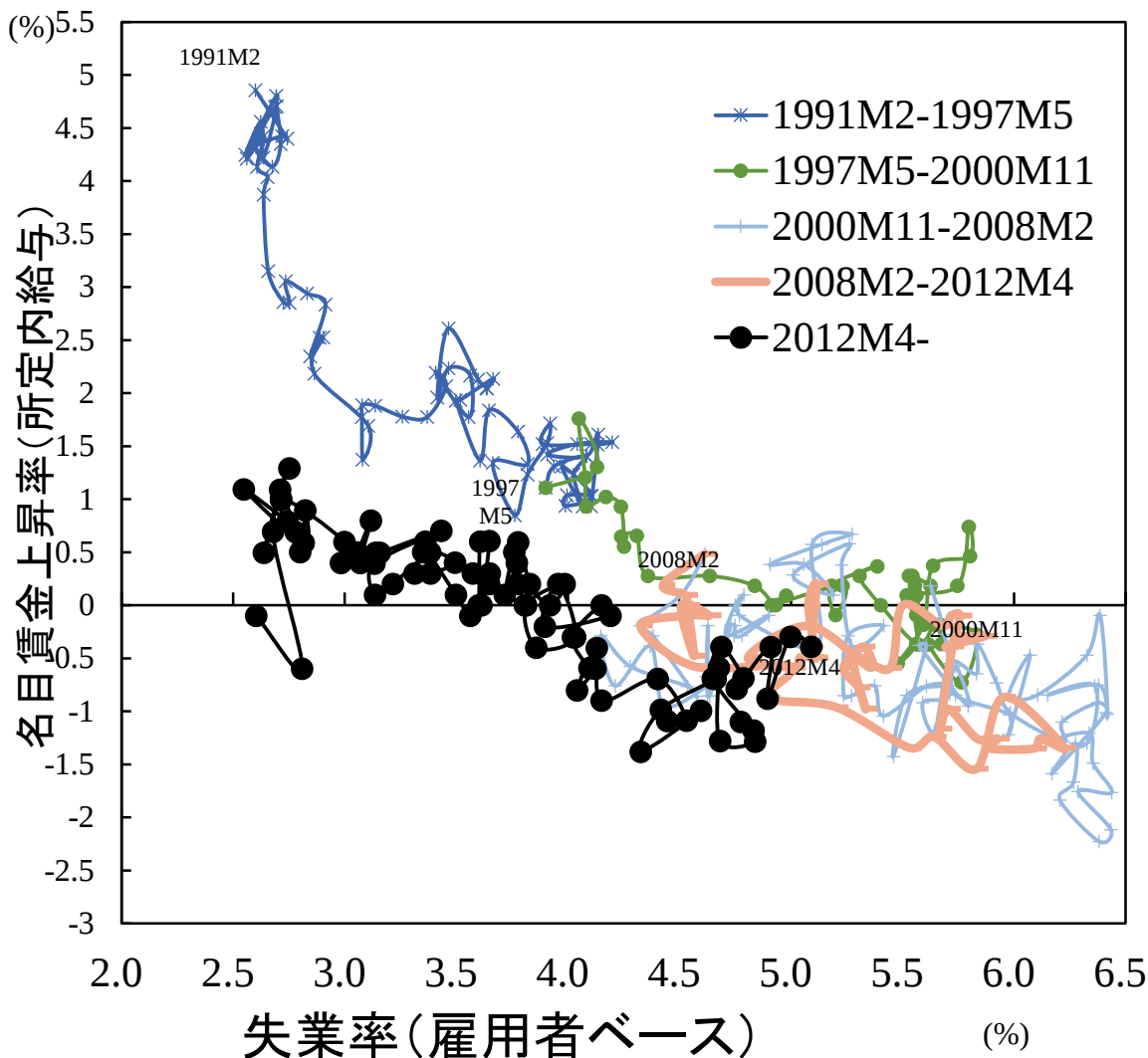
- 「毎月勤労統計」の賃金データの修正は、雇用保険の給付額など厚生労働省関係事業の予算に影響が生じている。
- 「毎月勤労統計」の修正による2019年度当初予算での追加費用は、795億円となっている。政府は予算案を修正し、一般会計と特別会計において所要の歳出追加を行っている。

	雇用保険 (労働特会雇用勘定)	労災保険 (労働特会労災勘定)	船員保険 (労働特会労災勘定)	事業主向け助成金 (労働特会雇用勘定)	合 計
合計	約472億円	約264億円	約18億円	約41億円	約795億円
追加給付費	約276億円 一人平均約1,400円	約241億円 (年金給付)一人平均約9万円 (休業補償)一人平均約300円/月	約16億円 一人平均約15万円	約31億円	約564億円
うち 国庫負担	約6億円	—	—	—	約6億円
加算額	約20億円	約14億円	約1億円	約2億円	約37億円
うち 国庫負担	約0.4億円	—	—	—	約0.4億円
事務費	約177億円 (うちH31:約85億円)	約9億円 (うちH31:約6億円)	約0.3億円 (うちH31:約0.3億円)	約9億円 (うちH31:約5億円)	約195億円 (うちH31:約96億円)
対象人数・ 件数	延べ約1,942万人	年金給付:延べ約27万人 休業補償:延べ約45万人	約1万人	延べ約30万件	保険給付:延べ約2,015万人 助成金:延べ約30万件

〔計数は精査中〕

3-7.不適切な復元処理の影響③：2004年～2011年のデータ空白により、賃金フィリップス曲線が消失

(賃金フィリップス曲線:1991年以降直近までの動き)



(注)2011年12月以前は、不適切な復元処理が行われている旧公表値(従来公表値)で図示している。

- 必要な基礎データの廃棄により、2004年1月～2011年12月について、適切に復元処理を行った再集計が困難となっている。
- このため、適切に復元処理を行った賃金の長期時系列が空白となっていることから、賃金フィリップス曲線を描くことが困難に。
- 日本経済学会が統計員会に提出した要望書では、経済学の実証研究に及ぼす負の影響を強く懸念している。

4. 統計委員会・厚生労働省の取り組み

「毎月勤労統計」の不適切調査・計数処理に対する対応

① 東京都・大規模事業所での全数調査への復帰

- 統計委員会は、厚生労働省に対し、毎月勤労統計に対する信頼回復のために、東京都の500人以上の大規模事業所の全数調査を可及的かつ速やかに実施することを最優先で求めた。厚生労働省は、2019年6月分から東京都の500人以上の大規模事業所への全数調査を開始した。

② 空白の賃金データの遡及推計

- 統計委員会は、2004年1月～2011年12月までの空白の賃金データについて、賃金の長期時系列の断絶が続くことは容認できないことから、事務局に代替推計方法を検討することを指示。
- 厚生労働省は、事務局が作成した代替推計案をベースに検討を行い、代替推計の具体化を進めた。その結果、2020年8月に遡及推計の公表に漕ぎつけた。

4-1. 東京都・大規模事業所での全数調査への復帰①

① 毎月勤労統計・調査対象事業所数と調査票回収率

	調査対象事業所数			調査票回収率 (%) <確報>		
	合計	既存分	東京都 500 人以上の追加分	合計	既存分	東京都 500 人以上の追加分
2019 年 6 月	30,911	30,125	786	80.3	80.4	74.9
2019 年 7 月	30,893	30,115	778	79.8	79.9	74.9
2019 年 8 月	30,886	30,111	775	79.5	79.6	73.5
2019 年 9 月	30,879	30,107	772	79.5	79.6	72.9
2019 年 10 月	30,873	30,101	772	78.8	79.0	71.2
2019 年 11 月	30,860	30,091	769	78.0	78.2	71.5
2019 年 12 月	30,847	30,078	769	79.2	79.4	71.3

② 賃金(現金給与総額・5人以上・調査産業計:円)の新ベース(追加事業所を含む)と既存ベースとのかい離

	新ベース	既存ベース	かい離幅	かい離率 (%)
2019 年 6 月	451,681	450,139	+1,542	+0.4
2019 年 7 月	374,609	374,184	+425	+0.1
2019 年 8 月	276,699	275,857	+842	+0.4
2019 年 9 月	271,945	270,950	+995	+0.4
2019 年 10 月	272,285	271,736	+549	+0.2
2019 年 11 月	285,414	284,125	+1,289	+0.4
2019 年 12 月	564,886	563,557	+1,329	+0.2

- 東京都の全数調査移行により、追加された事業所数は800弱と全調査対象事業所の3%程度に過ぎない。
- しかし、賃金へのインパクトはかなり大きい。新たに追加された事業所を含む新ベースの賃金(5人以上・調査産業計)は、既存ベースと比べて、平均で+0.3%ポイント(約1,000円)上昇している。これは、東京都の大規模事業所の標本調査から得られた賃金水準が、サンプルの偏りから下方にバイアスしていたことを示している。
- 東京都・大規模事業所の全数調査への復帰により、2019年1月のサンプル入れ替えによる段差(▲0.9%ポイント)の3分の1が解消している。

4-2. 東京都・大規模事業所での全数調査への復帰②

- 2019年6月の賃金について詳しくみると、賞与が殆どを占める「特別に支払われた給与」の上方修正の寄与が大きい。これは、**東京都の大規模事業所では、事業所間の賞与のばらつきが特に大きく、大きな誤差の要因であったことを示している。**
- 産業別では、事業所間の賞与のばらつきが大きい**情報通信業、金融業・保険業の寄与が大きくなっている。**

■本系列と抽出調査系列の差分（令和元年6月分調査確報）

事業所規模計（5人以上）

（円）

	①本系列 （全数調査）	②抽出調査 系列	差分 （①－②）
現金給与総額	451,681	450,139	+1,542（+0.3%）
きまって支給する給与	265,414	264,866	+548（+0.2%）
所定内給与	245,846	245,303	+543（+0.2%）
所定外給与	19,568	19,563	+5（+0.0%）
特別に支払われた給与	186,267	185,273	+994（+0.5%）

500人以上規模事業所

（円）

	①本系列 （全数調査）	②抽出調査 系列	差分 （①－②）
現金給与総額	765,218	754,228	+10,990（+1.5%）
きまって支給する給与	370,631	366,713	+3,918（+1.1%）
所定内給与	333,232	329,304	+3,928（+1.2%）
所定外給与	37,399	37,409	▲10（▲0.0%）
特別に支払われた給与	394,587	387,515	+7,072（+1.8%）

（参考）回収率の推移（全国調査確報）

（%）

	平成31年				令和元年	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
事業所規模計（5人以上）	81.5	81.0	79.9	79.7	80.5	80.3
500人以上規模事業所	78.7	77.5	75.8	75.8	77.3	77.1

■産業別寄与度分解（500人以上規模事業所）

（%）

	現金給与総額	きまって支給 する給与
	寄与度（寄与率）	寄与度（寄与率）
500人以上規模事業所	+ 1.5（100%）	+ 1.1（100%）
建設業	▲0.54（▲37%）	+0.09（9%）
製造業	+0.21（15%）	+0.11（11%）
電気・ガス・熱供給・水道業	▲0.02（▲1%）	▲0.04（▲4%）
情報通信業	+0.86（59%）	▲0.11（▲10%）
運輸業、郵便業	+0.11（8%）	+0.04（4%）
卸売業、小売業	+0.45（31%）	+0.44（42%）
金融業、保険業	▲0.88（▲60%）	+0.03（3%）
不動産業、物品賃貸業	+0.39（27%）	+0.27（25%）
学術研究、専門・技術サービス業	+0.19（13%）	▲0.03（▲3%）
宿泊業、飲食サービス業	+0.02（2%）	+0.04（4%）
生活関連サービス業、娯楽業	+0.01（1%）	▲0.01（▲1%）
教育、学習支援業	▲0.03（▲2%）	▲0.01（▲1%）
医療、福祉	+0.47（32%）	+0.06（5%）
複合サービス事業	▲0.05（▲4%）	▲0.03（▲3%）
サービス業（他に分類されないもの）	+0.18（13%）	+0.14（13%）
構成割合の変化	+0.05（4%）	+0.05（4%）

4-3. 全数調査復帰の効果：2020年1月の段差が縮小

■ギャップ率の要因分析（きまって支給する給与）

(円)

	方式	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差(入替え後－入替え前)		
				サンプル入替え	ウエイト更新	
平成19年1月	総入替え	266,474	269,005	▲2,531 (▲0.9%)	▲2,531 (▲0.9%)	-
平成21年1月		262,147	265,494	▲3,347 (▲1.3%)	▲2,163 (▲0.8%)	▲1,184 (▲0.4%)
平成24年1月		259,230	260,000	▲770 (▲0.3%)	▲1,261 (▲0.5%)	491 (+0.2%)
平成27年1月		258,025	261,677	▲3,652 (▲1.4%)	▲3,652 (▲1.4%)	-
平成30年1月	部分入替え	261,140	259,838	1,302 (+0.5%)	325 (+0.1%)	977 (+0.4%)
平成31年1月		259,483	261,059	▲1,576 (▲0.6%)	▲1,576 (▲0.6%)	-
令和2年1月		261,411	262,230	▲819 (▲0.3%)	▲819 (▲0.3%)	-

(参考) 現金給与総額

平成31年1月	部分入替え	272,135	274,667	▲2,532 (▲0.9%)	▲2,532 (▲0.9%)	-
令和2年1月		275,260	275,941	▲681 (▲0.2%)	▲681 (▲0.2%)	-

(注) 平成19年、平成21年、平成24年は従来の公表値ベース。

■現金給与総額のギャップ

(円)

事業所規模	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差 (入替え後－入替え前)
5人以上	275,260	275,941	▲681 (▲0.2%)
500人以上	383,150	383,781	▲631 (▲0.2%)
100～499人	305,090	309,339	▲4,249 (▲1.4%)
30～99人	266,386	265,137	+1,249 (+0.5%)
5～29人	231,870	231,894	▲24 (▲0.0%)

■寄与度分解

(%)

事業所規模	寄与度
5人以上	▲0.2
500人以上	▲0.0
100～499人	▲0.3
30～99人	+0.1
5～29人	▲0.0
構成割合の変化	+0.0

- 全数調査復帰後の2020年1月のサンプル入れ替えによる段差をみると、現金給与総額で▲0.2%ポイント、決まって支給する給与で▲0.3%ポイントと、2019年1月(各々▲0.9%ポイント、▲0.6%ポイント)と比べ、大きく縮小。
- 事業所規模別をみても、500人以上の大規模事業所の段差の寄与が▲0.0%ポイントと大幅に縮小。全数調査復帰の効果が反映している。産業別でも、2019年1月には大きな段差の寄与が生じていた情報通信業、卸売業・小売業の寄与が縮小している。
- 東京都・大規模事業所の全数調査への復帰による精度向上効果は、かなり大きい。全数調査への復帰は精度向上には不可欠であったと評価できる。

4-4. 空白の賃金データの遡及推計

- 2004年1月～2011年12月までの空白の賃金データについて、賃金の長期時系列の断絶が続くことは容認できないことから、統計委員会は、事務局に代替推計方法を検討することを指示した。統計委員会担当室では、詳細な検討を行い、統計委員会に、不足データ(①～③)を代替するデータの活用や一定の推計作業によって、遡及推計が可能との試案を提示。
- 厚生労働省は、この提案をベースに検討を行い、代替推計の具体化を進めた。その結果、2020年8月に遡及推計の公表に漕ぎづけることができ、「賃金データの空白」という異常事態をようやく解消することができた。

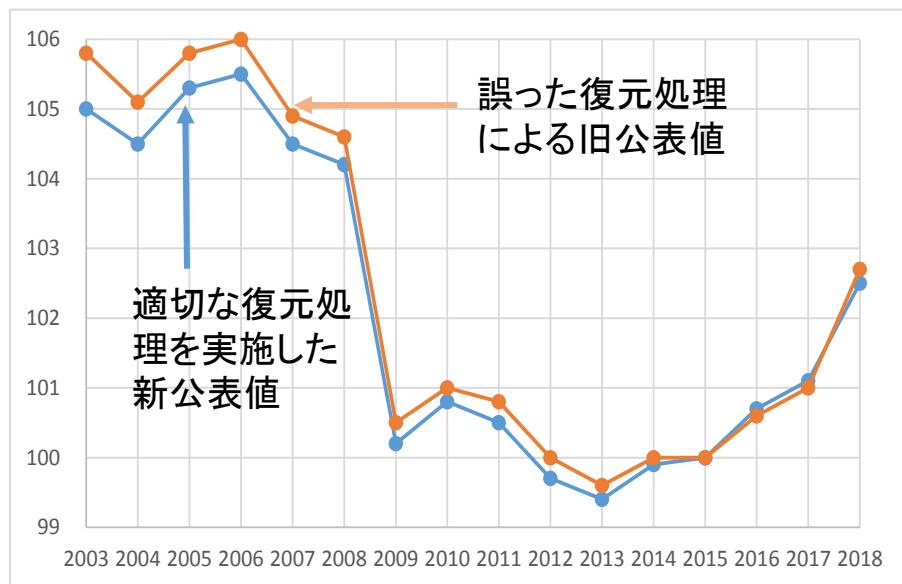
	不足している基礎データ	なぜ必要か	代替推計案
①	サンプル入れ替え時(2007年1月)の旧対象事業所の個票データ	入れ替え時の賃金の段差を、適切な復元推計のもとで再計算する	1)新対象事業所の個票データ、2)東京都が公表している旧対象事業所データの集計値、などを利用
②	2009年のサンプル替え時点における新産業分類変更のための資料(調査対象に抽出した事業所名簿)	適切な復元推計の際に必要なとなる「新しい産業分類ベースの抽出率逆数」を再計算する	1)回収された「毎月勤労統計」の個票データ、2)母集団名簿の元データである「事業所・企業統計調査」の個票データを利用
③	2010年以前の雇用保険データ	母集団労働者数を、適切な復元推計のもとで再計算する	「不適切な復元推計」のもとで計算された母集団労働者数から雇用保険データを逆算することが可能

4-5. 適切に復元推計された賃金データから分かること

① 適切な復元推計による賃金水準への影響(単位:円)

期間	復元処理実施後(a)	復元処理実施前(b)	変化率(a/b)
2004年	333,427	332,784	0.2%
2005年	335,710	334,910	0.2%
2006年	336,623	335,774	0.3%
2007年	330,934	330,313	0.2%
2008年	331,928	331,300	0.2%
2009年	316,232	315,294	0.3%
20010年	318,307	317,321	0.3%
2011年	317,754	316,791	0.3%

② 賃金指数(2015年=100)への影響



- 適切な復元推計により、賃金が高い東京都のシェアが拡大することから、賃金の水準は上方に修正されている。
上方修正幅は、金額では1か月あたり+600~1,000円、変化率では+0.2~0.3%ポイント。ただ、2012年以降の上方修正幅と比べると小さめである。
- 賃金指数の動きをみると、賃金デフレ期である2003年から2013年までの賃金下落率は、▲5.9%から▲5.3%へと0.6%ポイント縮小している。
- これは、適切な復元推計によって、最近になるほど東京都の大規模事業所が占めるシェアが拡大し、賃金が押し上げられたためと推測される。「毎月勤労統計」の不適切な復元処理は、賃金デフレを一定程度過大評価する要因となっていた。

5. 精度向上に向けて今後取り組む 必要がある課題

今後取り組む必要がある課題

- 「毎月勤労統計」の精度向上に向けて、取り組む必要がある課題は、以下の3つである。

① 中規模・小規模事業所の精度向上

- 大規模事業所は、全数調査復帰により精度が向上したが、100～499人の中規模事業所、30～99人の小規模事業所の標本誤差は大きく、統計精度は不十分。標本の積み増しが必要。

② 母集団労働者数の精度向上

- 母集団労働者数は、復元推計における「比推定」で利用される。賃金の精度改善には、毎月延長推計される母集団労働者数の精度向上が必要。

③ 回収率向上による非標本誤差の改善

- 「毎月勤労統計」には、回収事業所の賃金が、回収されない事業所の賃金よりも高くなるとの「サバイバル・バイアス」(非標本誤差)が存在する。調査票回収率の低下に伴い、サバイバル・バイアスが拡大しており、回収率を向上させる取り組みが必要。

5-1. ①中規模・小規模事業所の精度向上：2021年1月の段差

- 4月に公表された、サンプル入れ替えによる2021年1月分の賃金（現金給与総額）の段差をみると、5人以上計で▲0.76%ポイントと、大きめの段差が生じたが、**そのうち30～99人規模の小規模事業所で▲0.47%ポイント、100～499人規模の中規模事業所で▲0.27%ポイントの寄与となっており、この2つの規模で段差の殆どを占める。**ローテーション・サンプリング導入、大規模事業所の全数調査復帰後も、なお、段差が大きくなっている。
- これは、30～99人規模、100～499人規模の調査対象事業所数が少ないなかで、賞与を中心に事業所間の賃金のばらつきが大きくなっていることの影響と考えられる。**中規模・小規模事業所における精度向上の必要性は高い。**

（毎月勤労統計：サンプル入れ替えによる賃金の段差：現金給与総額：2021年1月分）

事業所規模別	入れ替え前	入れ替え後	段差（入れ替え後－入れ替え前）	寄与度
5人以上計	273,851円	271,761円	▲2,090円（▲0.76%ポイント）	▲0.76%pt
500人以上	385,627円	384,350円	▲1,277円（▲0.33%ポイント）	▲0.06%pt
100～499人	306,668円	303,133円	▲3,535円（▲1.05%ポイント）	▲0.27%pt
30～99人	265,609円	260,105円	▲5,504円（▲2.07%ポイント）	▲0.47%pt
5～29人	227,747円	227,747円	0円（0.00%ポイント）	0.00pt

（注）事業所規模別の寄与度は、5人以上計（▲0.76%pt）に対する寄与度を算出して表示している。

（出所）厚生労働省「毎月勤労統計」の公表データ（毎勤原表）から筆者作成。

5-2. ①中規模・小規模事業所の精度向上：サンプル積み増しの必要性

- 調査サンプル数は、現状、30～99人規模で約4,000、100～499人規模で3,000強にとどまっており、公表されている標本誤差率も、各々0.84%、0.78%と大きくなっている。サンプル積み増しによる精度向上の必要性は高い。
- 「毎月勤労統計」の「調査計画」では、調査対象事業所数は33,200とすることを約束しており、現状2,000程度不足している。**厚生労働省では、2021～2022年にかけて、30～499人規模事業所を対象に調査サンプルを約2,000積み増す予定であり、標本誤差が一定程度は縮小する見込み。**
- ただし、この程度の積み増しでは、十分な精度向上は実現できない可能性が高い。中規模・小規模事業所における一層の精度向上に向けて、さらなるサンプル積み増しを検討する必要がある。

(事業所規模別の標準誤差率と調査対象事業所数<いずれも2017年時点>と今後の対応方針)

事業所規模別	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
標準誤差率(%)	0.52	0.84	0.78	0.58	0.88
調査対象事業所数	17,635	4,057	3,290	3,626	
今後の対応方針	—	2021～2022年にサンプルを約2,000積み増し予定		2019年6月に全数調査化。標本誤差はゼロに	

(出所)厚生労働省「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望に対する回答」(統計委員会提出資料<2019年4月18日>)

5-3. ①中規模・小規模事業所の精度向上：サンプル積み増しの必要性

毎月勤労統計調査の調査対象事業所の追加について

- 毎月勤労統計調査は、調査計画上、全国調査を33,200事業所としており、現行では約2,000事業所不足している。
- 第1種事業所（30人以上規模の事業所）については、ローテーションサンプリングにより、毎年3分の1ずつ調査対象事業所の入れ替えを行っており、令和3年1月と令和4年1月の部分入替え実施時に段階的に不足分を解消する。

＜第1種事業所（全国調査）の入替えイメージ＞ ※第2種事業所（5～29人規模の事業所）の調査対象事業所数：約18,000事業所



(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査について」(統計委員会提出資料＜2020年10月1日＞)

5-4. ②母集団労働者数の精度向上：推計のフレームワーク

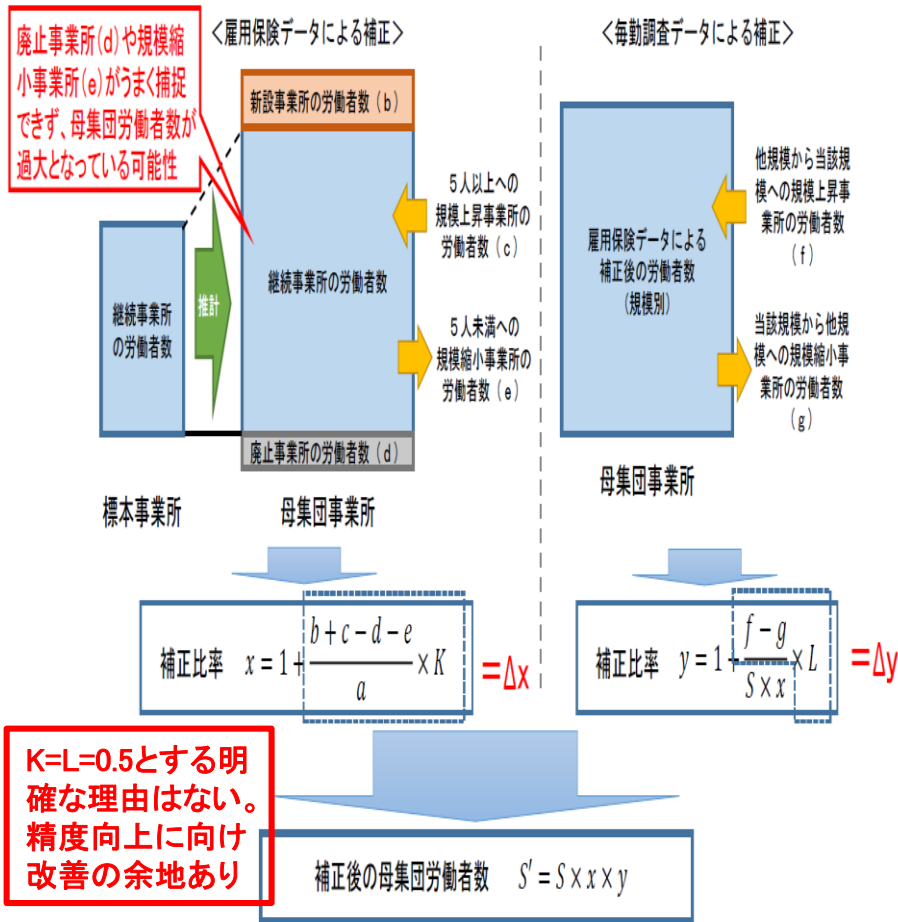
(「毎月勤労統計」における母集団労働者数の推計方法)

- ① 5年ごとに実施される「経済センサス」の結果から、ベンチマーク時点の「母集団労働者数」を求める(現在は2014年6月末がベンチマークである)。
- ② ベンチマーク時点から次の「経済センサス」が利用可能となる時点までは、ベンチマーク時点の労働者数を発射台に、「雇用保険データ」と「毎月勤労統計」調査データを用いて延長推計し、母集団労働者数の速報値を毎月求める。
- ③ サンプル入れ替え時に、新たに利用可能となった「経済センサス」のデータを用い、母集団労働者数を過去にさかのぼって速報値から確定値に更新する。

- ・ 「毎月勤労統計」の産業計・事業所規模計の賃金は、産業別・事業規模別賃金から、上記の②によって、毎月延長推計される母集団労働者数の速報値を用いて「比推定」によって求められることが特徴である。
- ・ 以上のように母集団労働者数の速報値推計では、「雇用保険データ」を利用するなど、手の込んだ推計方法を採用している。これは、「毎月勤労統計」を創設した先人たちが、「雇用保険データ」を用いることで、高度経済成長に伴う産業構造の変化、産業別・事業所規模別の労働者数の変化を、できるだけ早く、平均賃金に反映させようとしたためと推測される。

5-5. ②母集団労働者数の精度向上:速報値の延長推計方法

母集団労働者数の毎月の補正方法:雇用保険データの利用方法の改善が必要



ここで、 S' : 補正後の母集団労働者数、 S : 補正前の母集団労働者数 (前月調査結果の本月末労働者数)、

a : 雇用保険データによる5人以上規模事業所の当月末労働者数、

K : 適用率 (雇用保険事業所データの影響の適用度合い)、

L : 適用率 (毎勤調査データの影響の適用度合い)

(資料)厚生労働省「毎月勤労統計調査について」(統計委員会提出資料<2019年2月20日>)を一部改変。

(1)「雇用保険データ」による推計

- 5人以上事業所の新設(b)・廃止(d)、5人未満からの規模拡大(c)、5人未満への規模縮小(e)、各々による労働者数の増減率を推計する。

(2)「毎月勤労統計」調査データによる推計

- 5人以上事業所内での規模変更(f-g)による労働者数の増減率を推計する。

(3)母集団労働者数(速報値)の延長推計

- (1)(2)で推計された増減率の各々2分の1(左図で $K=L=0.5$ とする)を前月の母集団労働者数に乗じて、今月の母集団労働者数を推計する。

- 速報値の推計方法は、長年見直しがなされておらず、現在でも適正か疑問がある。特に、 $K=L=0.5$ とする根拠は存在しない。見直しで精度改善を図る必要。

5-6. ②母集団労働者数の精度向上：速報値から確定値への更新

- ②母集団労働者数の速報値を、③母集団労働者数の確定値に更新する際に生じる賃金の段差(下図のウエイト更新)は小さい。2018年1月の更新では、5人以上計、5～29人での過大推計、30～99人での過小推計、各々の誤差が大きく、その結果、賃金(決まって支給する給与)は977円(0.4%ポイント)上方修正された。
- 2018年1月のベンチマーク更新から3年が経過し、データのベンチマーク時点(2014年6月末)からは既に7年も経過している。更新時の賃金の段差拡大が懸念される。民営事業所については「経済センサス活動調査(2016年)」が利用可能である。ウエイトの小さい公営事業所の労働者数を一定の割り切りで推計を行い、できるだけ早く、②速報値から③確報値への更新を図る必要がある。

■ギャップ率の要因分析(きまって支給する給与) (円)

	方式	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差(入替え後－入替え前)		
				サンプル入替え	ウエイト更新	
平成19年1月	総入替え	266,474	269,005	▲2,531 (▲0.9%)	▲2,531 (▲0.9%)	-
平成21年1月		262,147	265,494	▲3,347 (▲1.3%)	▲2,163 (▲0.8%)	▲1,184 (▲0.4%)
平成24年1月		259,230	260,000	▲770 (▲0.3%)	▲1,261 (▲0.5%)	491 (+0.2%)
平成27年1月		258,025	261,677	▲3,652 (▲1.4%)	▲3,652 (▲1.4%)	-
平成30年1月	部分入替え	261,140	259,838	1,302 (+0.5%)	325 (+0.1%)	977 (+0.4%)
平成31年1月		259,483	261,059	▲1,576 (▲0.6%)	▲1,576 (▲0.6%)	-
令和2年1月		261,411	262,230	▲819 (▲0.3%)	▲819 (▲0.3%)	-

(参考) 現金給与総額

平成31年1月	部分入替え	272,135	274,667	▲2,532 (▲0.9%)	▲2,532 (▲0.9%)	-
令和2年1月		275,260	275,941	▲681 (▲0.2%)	▲681 (▲0.2%)	-

(注) 平成19年、平成21年、平成24年は従来の公表値ベース。

■ 2018年1月のベンチマーク更新における母集団労働者数の速報値から確報値への更新幅(単位:万人)

事業所規模	旧母集団による労働者数 ()は構成比		新母集団による労働者数 ()は構成比		更新幅
1000人～	320.4	(6.3%)	326.4	(6.6%)	+6.0
500～999人	318.9	(6.3%)	285.5	(5.8%)	-33.4
100～499人	1,079.6	(21.3%)	1,054.0	(21.4%)	-25.6
30～99人	1,112.5	(22.0%)	1,227.6	(24.9%)	+115.1
5～29人	2,226.0	(44.0%)	2,036.8	(41.3%)	-189.2
5人以上計	5,057.6	(100.0%)	4,930.5	(100.0%)	-127.1

5-7. ③回収率低下の現状

（「毎月勤労統計」の調査票回収率の推移）

年平均	2000	2005	2010	2015	2018	2019	2020
回収率	88.6%	84.5%	85.4%	84.8%	82.7%	79.8%	78.2%

（産業別・企業別の調査票回収率：2017年）

(%)

	規模計	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
調査産業計	83.4	80.8	74.8	73.3	87.8
建設業	88.7	78.3	75.7	80.4	90.1
製造業	86.1	87.5	81.7	77.0	89.9
情報通信業	79.2	77.8	69.4	66.4	85.2
運輸業・郵便業	81.5	74.0	77.8	78.2	86.1
卸売業・小売業	83.2	72.1	73.3	77.8	86.0
不動産・物品賃貸業	78.5	73.7	67.0	65.9	85.8
飲食サービス業等	72.1	47.6	52.6	61.5	80.8
生活関連サービス業	72.7	48.4	56.0	64.1	80.8
医療・福祉	86.8	81.1	78.6	77.0	90.4
その他のサービス業	79.3	69.5	68.8	66.9	89.5

（出所）厚生労働省「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望に対する回答」（統計委員会提出資料＜2019年4月18日＞）、「毎月勤労統計調査について」（統計委員会提出資料＜2019年3月18日＞）

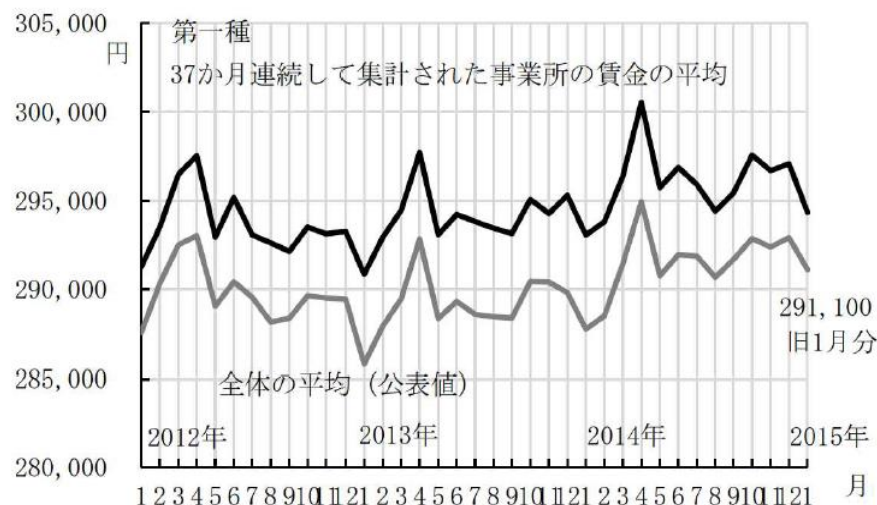
- 「毎月勤労統計」の調査票回収率は、2015年頃まで85%を確保していたが、**その後は目立って低下している。2019年以降、80%割れの水準まで低下。**

—— 米国の「雇用統計（事業所調査）」の90%台と比べ、かなり低い。

- 規模別では、5～29人の小規模事業所が88%と高い一方、30～99人が73%、100～499人が75%、500人以上が81%と、（他の統計とは異なり）**規模の大きい事業所の回収率が低いことが目立つ。**
- 業種別では、**500人以上の大規模事業所のうち、飲食サービス業、生活関連サービス業で5割を下回っているのが目立つ。**このほか、卸売業・小売業、その他サービス業など、非製造業において回収率が低い業種が多い。

5-8. ③回収率低下による非標本誤差の拡大

(継続調査される事業所の賃金と全体の平均賃金との比較)



回収率の低下に伴い、以下の非標本誤差の影響が拡大している。

① 賃金の振れが生じる

事業所間に賃金水準のばらつきがあることから、回収サンプルの構成変化により、振れが生じる。

② 賃金に上方バイアスが生じる

回収事業所の賃金水準は、一定期間、調査票を提出するが、その後非協力に転じた事業所の賃金と比べて高めである。このため、**回収サンプルから集計される賃金は、真の賃金と比べ上方にバイアスする。**

調査サンプルは時間とともに脱落していくことから、賃金の上方バイアス(サバイバル・バイアス)は、時間とともに拡大する傾向がある。

(継続調査される事業所が全体に占める比率)



(出所)厚生労働省「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望に対する回答」(統計委員会提出資料<2019年4月18日>)

5-9. ③調査票回収率を高めるためには

- 「毎月勤労統計」の非標本誤差(サバイバル・バイアス)を縮小するには、調査票回収率を高める必要がある。特に、近年の回収率低下の加速傾向を踏まえると、回収率のテコ入れは喫緊の課題である。以下の対策を実施することが望まれる。

①「毎月勤労統計」の実査を担っている都道府県統計部署の調査体制の強化

調査票回収率の向上には、調査対象企業・事業所に対する適切なサポートと回収の督促強化が不可欠。都道府県統計部署の人員・予算の増強(電話での督促人員の増加、電子メールによる自動督促ツールの導入など)が必要。都道府県の対応能力に限界がある場合には、現在特例的に行われている厚生労働省による直轄調査の拡大(「本社一括調査」の導入など)も検討することが必要。

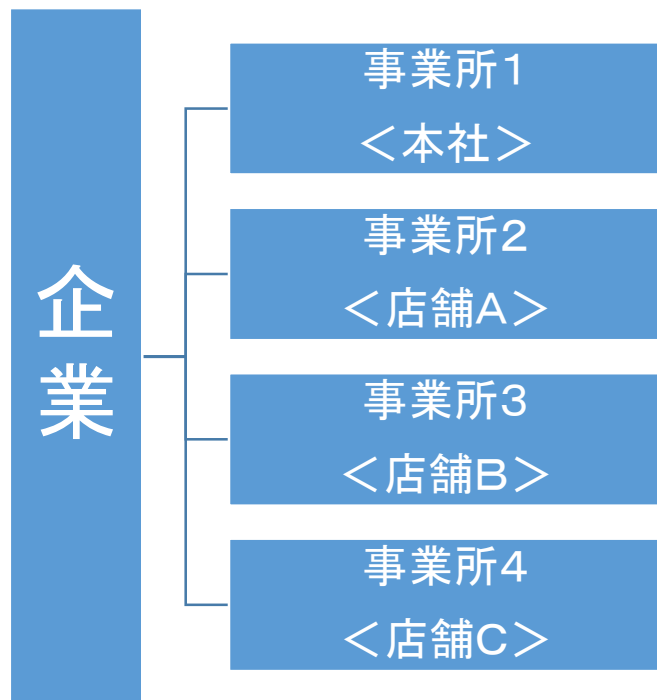
② 調査対象事業所の報告者負担の軽減

「毎月勤労統計」では、労働者を男女別、一般・パート別に区分して、賃金の総額とその内訳(所定内給与、所定外給与、賞与等)、労働時間の総計とその内訳を報告することが必要で、負担が大きい。報告者負担の軽減には、「毎月勤労統計」において、現行の「事業所」別調査から、より回答のしやすい「企業」別の調査に変更すべきではないかとの点が検討課題となる。

6. 「毎月勤労統計」: 抜本的な
精度向上に向けて
—「企業」別調査の導入—

6-1. 「事業所」別調査から「企業」別調査への変更が必要

(企業と事業所との関係)



「事業所」別調査:事業所別に個別集計し、調査票4枚に記入



「企業」別調査:企業全体の集計値を1枚の調査票に記入

- 「毎月勤労統計」は、工場・店舗・営業所・本社など「事業所」を単位に調査を行っている。このため、多数の事業所を持つ大企業では、事業所ごとに調査票の記入が必要で、記入する調査票の枚数が多くなる(左の事例だと4枚)。
- さらに、企業が事業所ごとに給与計算を行っておらず、賃金台帳を保有していない場合には、**個別の事業所(店舗)に所属する労働者を抽出し、賃金や労働時間を別途集計する必要がある。**
- 飲食サービスや小売業など非製造業では、店舗・営業所数が多数に上ることから、追加的な集計負担が重い。非製造業の大規模事業所の調査票回収率が低い要因と推測される。**
 - 事業場ごとに賃金台帳の備付を求める労働基準法における「事業場」と、統計における「事業所」では、定義が一致していない場合がある。
- 報告者負担を軽減し、回収率低下に歯止めをかけるには、**「毎月勤労統計」を「事業所」別調査から「企業」別調査に変更するのが有効ではないか。**

6-2. 「企業」別の調査に変更するメリット

- ① 「企業」別調査により、報告者負担が軽減することから、調査票回収率が向上し、サバイバル・バイアスなど非標本誤差が縮小することが期待できる。
 - ② 「企業」別調査では、少ない調査サンプル(＝企業)数で実質的に多数の事業所をカバーできることから、標本誤差を大幅に縮小することができる。
- ・ 現行と同一の33,200サンプルで企業別調査を行う場合を想定する。まず、常用労働者数1,000人以上の企業4,200を全数調査の対象とすれば、事業所ベースで39万事業所をカバーできる。次に999人以下の企業を標本調査とし、29,000サンプルを労働者数シェアに応じて配分すれば、カバーできる傘下事業所数は50万事業所を超え、現行の15倍以上に拡大する。米国の「雇用統計(事業所調査)」の69万事業所に匹敵する水準となる。この結果、現状不足する中小企業のサンプル数が大幅に増加し、標本誤差を大幅に縮小することが可能となる。

(常用労働者規模別の企業数・企業傘下の事業所数・常用労働者数<2014年7月>)

規模	企業数	傘下事業所数	常用労働者数	同シェア
1000人以上	4,161	389,267	14,463,165	32.5%
100～999人	54,791	502,321	13,493,112	30.3%
30～99人	142,131	375,742	7,296,412	16.4%
5～29人	850,395	1,062,663	9,236,956	20.8%
5人以上計	1,051,478	2,329,993	44,489,645	100.0%

6-3. 「企業」別調査への移行に向けて検討を

- 「毎月勤労統計」を「企業」別調査へ移行するとの提案は、現行の調査体制からの飛躍が大きく、関係者には驚きをもって受け止められると思われる。
- 「企業」別調査に移行すると、「毎月勤労統計」の都道府県別統計(地方調査)の作成のために、一定の工夫(都道府県をまたがる企業のデータを分割する方法の考案など)が必要となるとの課題も生じる。
- しかし、「毎月勤労統計」の精度向上には調査票回収率の向上が不可欠。そのためには、報告者負担を軽減できる「企業」別の調査が有効である。
- 実際、「経済センサス活動調査」や「経済構造実態調査」(2019年開始の年次の経済構造統計)では、既に「事業所」別調査から「企業」別調査に大きく舵を切ることで、詳細な計数記入と報告者負担の軽減を両立させている。
- 米国の「雇用統計(事業所調査)」においても、統計調査は「事業所」単位でなく、「企業」単位(正確には「失業保険」の加入単位)で行われている。14万2千の企業を調査することで、傘下の69万事業所を効率的にカバーしている。
- 関係者間において、「毎月勤労統計」の精度向上に向けて、従来の枠組みを超えた抜本的な見直しの議論がしっかりと行われることを期待したい。

(謝 辞)

- ご清聴ありがとうございました。
- 本セミナーの内容につきましては、
西村清彦・山澤成康・肥後雅博(2020)『統計
危機と改革 システム劣化からの復活』(日本経
済新聞出版)
も参照していただければと思います。
- コメントやご意見がございましたら、
masahiro.higo@e.u-tokyo.ac.jp
まで、お寄せいただければ幸いです。